

アスベスト吹付け材使用建築物からの アスベスト排出、飛散防止のために —アスベスト吹付け材使用建築物に関する措置指針(概要)—

アスベスト（石綿）による健康被害に対する県民の不安が広がっています。そこで、福井県では県民の安全と安心を確保する必要があるとの観点から、「福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例」を制定し、平成17年11月1日から全面施行しました。

本条例では、アスベスト吹付け材が使用されている建築物の所有者等は、アスベストが大気中に排出、飛散しないよう建築物を管理し、必要に応じて飛散防止措置を行うこととしています。

そこで、県では、建築物の所有者等がアスベストの飛散防止を適切に実施できるように、

- ① 建築物所有者等が行うアスベスト飛散防止措置の実施の手順
- ② 建築物がアスベスト吹付け材使用建築物であるかどうかの調査の方法
- ③ 損傷、劣化によりアスベストが飛散するおそれがある場合に講ずる措置の実施の方法

などを示した「アスベスト吹付け材使用建築物に関する措置指針」を定めましたので、この指針を参考に、建築物の適正な管理をお願いします。

《アスベストとは》

天然に産する鉱物繊維で、主成分はケイ酸マグネシウムです。成分の異なる6種類の鉱物繊維がアスベストと呼ばれます。日本では青石綿（クロシドライト）、茶石綿（アモサイト）、白石綿（クリソタイル）の3種類が使われました。

アスベストは熱や摩擦に強い、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性を持っているため、建設材料等に広く利用されてきました。しかし、大気中に飛散した繊維を吸い込むことにより肺がんや悪性中皮腫（悪性の腫瘍）などの病気を引き起こし、健康被害を生ずることから、現在国内では一部の例外を除いて使用は禁止されています。

アスベストの種類		使用状況	
蛇紋石	白石綿（クリソタイル、温石綿）	現在一部でのみ使用	一般的に使用されたアスベスト
	青石綿（クロシドライト）	平成7年に使用禁止	
角閃石	茶石綿（アモサイト）		産出少なく、輸入および使用なし
	直閃石綿（アンソファイト）		
	透角閃石綿（トモライト）		
	陽起石綿（アキノウイト）		

条例ではアスベストの飛散性の高い下表のアスベスト吹付け材についての管理を規定しています。なお、アスベスト吹付け材は昭和30年から使用され、平成7年にはその使用が禁止されており、現在使われているロックウール吹付け材等にはアスベストは含まれていません。

アスベスト吹付け材の種類	用途	主な使用箇所	おおよその使用期間
①吹付けアスベスト	耐火被覆用 防音用 結露防止用	天井、屋根裏、鉄骨柱、鉄骨梁、外壁、軒天など	①S30～S50年
②アスベストを含有するロックウール吹付け材 ^{注1}			②～S55年（S63年 ^{注2} ）
③アスベストを含有するパーキユライト吹付け材 ^{注1}			③～S63年
④アスベストを含有するパーライト吹付け材 ^{注1}			④～S63年

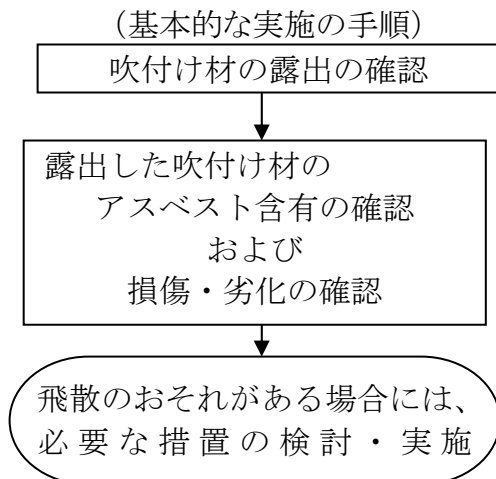
注1）アスベストをその重量の0.1%を超えて含有するものに限りません。

注2）工法により使用期間が異なります。

【参考：アスベストとロックウール】

ロックウールはアスベストと異なり人工的に作られた鉱物繊維です。アスベストに比べて繊維が太く、アスベストのような発ガン性は認められていません。以前はロックウールにアスベストを一定の割合で混合して使われていました。ロックウールは現在でも、防火用の断熱・防音材として駐車場などに広く使用されています。

《建築物所有者等が行うアスベスト飛散防止措置の実施の手順》



アスベスト吹付け材からアスベストが大気中に排出、飛散するおそれがあるのは、アスベスト吹付け材が露出したまま使用され、それが損傷・劣化している場合です。

建築物の所有者等は当該建築物について、露出したアスベスト吹付け材の使用状況と、その損傷・劣化の程度を確認し、飛散のおそれがある場合には、その程度に応じた措置を検討・実施することとなります。

【措置の検討】

飛散のおそれがない場合 ⇒ 定期的な点検管理
飛散のおそれがある場合 ⇒ 措置の検討・実施

《アスベスト吹付け材使用建築物であるかどうかの調査の方法》

アスベスト吹付け材使用建築物であるかの調査の方法は、次のとおりです。

まず、建築物の種類、竣工年、損傷・劣化の状況を目視により確認します。

その結果、アスベスト吹付け材が使用されている可能性があり、吹付け材が損傷・劣化している場合には、さらに設計図書等による調査や専門の業者によるアスベスト含有状況の調査を行います。

建築物の種類等による確認

- ①建築物の種類 …… 鉄筋・鉄骨造の建築物には使用されている可能性があるため、建築物の種類を確認します。(一般住宅では、木造の場合、吹付け材が使用されている可能性は極めて低いが、3階建て以上の耐火建築物や鉄骨造の車庫・倉庫などには使用されている場合があります。)
- ②竣工年 …… 昭和30年から平成7年までに竣工した建築物には吹付け材にアスベストが含まれている可能性があるため、竣工年を確認します。
- ③損傷・劣化の状況 …… アスベスト吹付け材が損傷・劣化している場合には飛散防止の措置が必要となるため、目視により吹付け材の損傷・劣化の状況を確認します。

アスベスト含有状況の確認

- ④設計図書等の調査 …… 設計図書等により、吹付け材の商品名や商品のアスベスト含有の有無を調査します。
- ⑤分析調査 …… 吹付け材にアスベストが含まれていることを正確に確認するためには、専門の分析機関による調査が必要です。

《損傷、劣化の程度と措置の実施の方法》

措置は、アスベスト吹付け材が損傷・劣化している場合に、その程度に応じて下表のように行います。表面の荒れ、浮き、損傷、欠損等がない場合には、定期的な点検管理等を行ってください。

損傷、劣化の程度	飛散のおそれ	処理工法の選定
損傷、欠損等が部分的にある	小さい	封じ込め、補修後囲い込み、除去、封鎖
吹付け材全体に表面の荒れがある	大きい	補修後囲い込み、除去、封鎖
吹付け材に下地との遊離、全面の損傷、劣化がある	極めて大きい	除去、封鎖

(注) 除去等の措置を実施する場合は、建設、建築、解体等の関係団体や専門業者にご相談ください。

◎指針の入手方法

県環境政策課、各健康福祉センター、各土木事務所で入手できます。

県ホームページからダウンロードできます。<http://info.pref.fukui.jp/kankyuu/asbestos.html>

問い合わせ先

〒910-8580 福井市大手 3-17-1 県庁 4階 福井県安全環境部環境政策課

電話：0776-21-1111、FAX：0776-20-0679、E-mail：prtr@pref.fukui.lg.jp